

九州地方整備局 I C Tアドバイザー

【登録要領】

1. 目的

本制度は、九州地方における I C T施工の人材育成と普及促進を目的として、自主的な技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、I C T施工関係経験者を「I C Tアドバイザー」として登録し、施工者や発注者が持つ疑問点や課題などについて、経験者からアドバイス等の支援受けられる体制を構築するものである。

2. I C Tアドバイザーの活動内容

I C Tアドバイザーは、I C T施工等に関する支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の区分について助言、技術的指導を行う。

① 『3次元計測関係』

U A V やレーザースキャナー等「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた3次元測量に関わる助言、技術的指導。

② 『3次元設計データ作成関係』

3次元設計データ作成に関わる助言、技術的指導。

③ 『I C T 建設機械による施工関係』

I C T建設機械を用いた施工に関する助言、技術的指導。

④ 『3次元施工管理関係』

U A Vやレーザースキャナー等「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた出来形・品質等の管理に関する助言、技術的指導。

⑤ 『総合マネジメント』

施工計画などの総合的な助言、技術的指導。

⑥ 『I C T施工の研修・講習会』

九州地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する研修・講習会等に対する協力。

3. 登録申請のための要件

I C Tアドバイザー登録申請のための応募区分及び応募資格は以下のとおりとする。

(1) 応募区分

I C Tアドバイザーの区分は、以下に示すとおりとする。

I . . . 3次元計測関係

II . . . 3次元設計データ作成関係

III . . . I C T建設機械による施工関係

IV . . . 3次元施工管理関係

V . . . 総合マネジメント

VI . . . ICT施工の研修・講習会

(2) 応募資格

登録できる企業・団体は、ICT技術に関する専門知識を持ち、2. に示す内容の支援を実施できる者として、以下に示す①～④の条件を満たすものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 工事・業務等において以下に示すいずれかの実績を有すること。
 - ・ 工事又は関連業務における I～V の区分の実績(元請又は下請)
 - ・ ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等の実績
 - ・ ICT施工に関する研修・講習会等の実績

(3) 提出書類

以下の①～③の資料を、九州地方整備局企画部施工企画課までメールまたは郵送(書留に限る)にて提出すること。

- ① 申請書(別記様式 1)
- ② 登録内容(別記様式 2)
 - ・ 「ICTアドバイザー登録内容」に記載された内容について、九州地方整備局ホームページ内で公表する内容となります。
- ③ 実績を確認できる資料(別記様式 3-1～2)
 - ・ 3(2)④に示す実績を確認できる資料として、該当する様式を用いて必要書類を添付し提出すること。
 - ・ ICTアドバイザーに応募する I～VI の区分それぞれについて提出すること。なお、1 つの実績で応募した複数区分の確認が出来る場合は、1 実績の提出でよい。

4. 受付及び登録

(1) 受付

受付は、初回は令和 3 年 9 月 27 日から令和 3 年 10 月 22 日までとするが、以降は随時受付するものとし、登録手続きを行う 4 月、7 月、10 月、1 月末日を締め切り(た

だし、土日・祝日の場合はその翌日とする。) とする。

なお、登録手続き期限を超えて受け付けた場合は、次回の受付として取り扱うこととする。

(2) 登録の決定

申請者から提出された申請書類に基づき、ICT施工の助言、技術的指導に関する知見の有無を確認し、登録可否を決定する。

(3) 審査結果の通知

応募者に対し、登録・非登録の結果を登録申請書に記載のメールアドレス宛てに通知する。

非登録の通知を受けた者は、通知のした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

登録・非登録の結果の通知は、令和3年10月29日を予定している。

(4) ホームページへの掲載

登録されたICTアドバイザーは、「ICTアドバイザー登録名簿」（別紙-1）にとりまとめ、九州地方整備局ホームページに掲載する。

(5) 登録期間

登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。

(6) 登録の変更及び抹消

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合、及び退会する場合は、速やかに報告しなければならない。

登録を受けたICTアドバイザー登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、ICTに関する助言、技術的指導が実施できないと認めるとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。

5. 活動報告

ICTアドバイザーは、依頼者からの内容を確認した上で技術支援の可否を判断するものとし、活動を行う場合には、以下の時点において報告するものとする。

- ・技術支援の開始
- ・技術支援の終了

※別紙-2 「依頼から実施までのフロー」を参照

6. その他

(1) 遵守事項

- ① ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、九州地方における i-Construction の推進に尽力すること。

② ICTアドバイザーの名称はICTアドバイザーとしての活動に限定し、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。

③ ICTアドバイザーは、助言、技術的指導において知り得た情報は適切に管理すること。また、担当窓口への報告を除き、助言、技術的指導において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 費用負担

1) 技術支援に対する費用は原則無償とする。

2) 旅費交通費等の必要経費や、研修・講習会等の実施に伴い必要となる機材等の経費については、ICTアドバイザーと依頼者と協議し決定するものとする。

7. 担当窓口

本要領の担当窓口は、以下の通りとする。

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10-7

九州地方整備局企画部施工企画課

電話：092-476-3547

メールアドレス：qsr-sekoukikaku@ki.mlit.go.jp